

【令和7年度】商店リフォーム支援事業補助金

既存店舗のリフォーム費用を補助!

【補助金額】

・最大100万円

店舗リフォーム工事費(税抜き)の1/2限度

※リフォーム工事費(税抜き総額20万円以上)に対しての補助です。

※備品の購入は対象となりません。

【申請期間】

・5/1(木)～5/30(金)まで

※受付時間:平日9時～12時、13時～17時

※上記期間中は、先着順ではありません。

※予算を超えた場合は、抽選とします。

※予算に達しなかった場合、6/2(月)以降は先着順で申請を受け付けます。(最終締切9/30(火))

必要書類



対象工事



ホームページ



お問合せ:太田市役所産業政策課商業係(太田市役所5階)
☎ 0276-47-1834 (平日8時30分～17時15分)

E-mail: 025300@mx.city.ota.gunma.jp

申請をお考えの方はお気軽にお問い合わせください。

【裏面もご確認ください】

補助条件等

※下記補助条件すべてに該当する必要があります

【対象店舗】

- ☐ 市内で営業していること
- ☐ 以前に「商店リフォーム支援事業補助金」または「空き店舗対策リフォーム支援事業補助金」を活用していないこと
- ☐ 日本標準産業分類に基づく、小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業のいずれかの業種であること

※ただし、下記に該当する店舗は対象外です

- 店舗面積が1000㎡以上である
- 店舗内のテナントである
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律の適用を受ける店舗である
- 市外に本店があるチェーン店またはフランチャイズ店である

【対象者】

- ☐ 太田市に住民登録があり、かつ、継続して太田市に住民登録する意思がある者（法人の場合は代表者、外国人は日本国内において就労が認められる残留資格を有すること）
- ☐ 市税を滞納していないもの（世帯全員。法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員）
- ☐ リフォーム完了後、3年以上継続して営業できるもの（3年間、年度末ごとに確定申告書等の写しなど提出条件あり）

【工事期間】

- ☐ 補助金決定通知の日以降の工事で、令和8年1月31日（土）までに完了するもの ※補助金交付通知決定前の工事は補助対象外です。

⚠️注意事項⚠️

- ・建築基準法の規定に適合する計画にしてください。
- ・店舗併用住宅の場合、補助対象は店舗部分の工事に限ります。
- ・申請時の見積書に記載のある工事が補助対象となります。施工箇所や単価に変更のある場合、変更申請をしてください。
- ・施工業者について、市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有する業者を利用することが条件となります。見積書や領収書、請求書等は市内住所の記載がある書類に限ります。ただし、リフォーム補助を受ける個人又は法人代表者と業者（法人の場合は代表者）が同一の場合は対象外です。
- ・リフォーム完了後、1箇月以内に実績報告書類を提出してください。